

裁量階層の対象

子育て世帯	同居者に中学校卒業前の子どものいる世帯
高齢者世帯	入居者及び同居者すべてが60歳以上の世帯
障がい者手帳を所持する方がいる世帯	入居者又は同居者が以下のいずれかに該当する世帯 ①身体障害者手帳を所持する方（1級～4級） ②精神障害者健康福祉手帳を所持する方（1級～3級） ③療育手帳を所持する方（程度が②に相当する方）
その他	入居者又は同居者が以下のいずれかに該当する世帯 ①戦傷病者手帳を所持する方（特別項症～第6項症、第1款症） ②原子爆弾被爆者の認定を受けている方 ③海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方 ④ハンセン病療養所入所者の方